24　付表３のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）と荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量（kl）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位（kl/トンキロ）} = \frac{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量（kl）}}{\text{輸送量（千トンキロ）} \times 1000}$$

25　付表３の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

26　付表３補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

27　第２表の「荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。

28　第３表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。

29　第４表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

30　第４表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓒ \times Ⓓ \times Ⓔ \times Ⓕ)^{1/4}$　（％）

様式第41（第100条関係）

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１６２条第１１項の規定による

立　入　検　査　証

写真

押出スタンプ

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい

第162条　経済産業大臣は、第７条第１項及び第５項、第10条第１項及び第３項、第13条第１項及び第３項、第18条第１項及び第４項、第21条第１項及び第３項、第24条第１項及び第３項、第32条第１項及び第３項、第35条第１項及び第３項、第40条第１項及び第３項並びに第43条第１項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第８第１項、第９条第１項、第11条第１項、第12条第１項、第14条第１項、第19条第１項、第20条第１項、第22条第１項、第23条第１項、第25条第１項、第30条第１項、第31条第１項、第33条第１項、第34条第１項、第36条第１項、第41条第１項、第42条第１項及び第44条第１項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第18条第１項及び第４項、第19条第１項、第20条第１項、第21条第１項及び第３項、第22条第１項、第23条第１項、第24条第１項及び第３項、第25条第１項、第30条第１項、第31条第１項、第32条第１項及び第３項、第33条第１項、第34条第１項、第35条第１項及び第３項、第36条第１項、第40条第１項及び第３項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項並びに第50条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第46条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他